

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第1回） 議事要旨

1. 日時：平成 17 年 5 月 23 日（月）16:00～18:10
2. 場所：砂防会館 別館シェーンバツハサポー 3F 六甲
3. 出席者：小澤一雅委員長、大森文彦委員、小林康昭委員、福田昌史委員、絹川治委員、三浦隆委員、宮崎正美委員、門松武委員、北橋建治委員、中村俊行委員、中本敦浩係長（水津重三委員代理）
4. 委員長挨拶
 - 入札を巡る様々な問題を解決するのに、総合評価方式への期待は大きい。
 - 本年 4 月に品確法の施行がなされ、8 月上旬までに総合評価方式のガイドラインを策定する予定と聞いている。
 - ガイドラインを短期間で策定する上では、多方面からの意見等をいただくことが必要とことから、各委員には多忙な中、委員会への出席をお願いしているところである。
 - 現状をにらみつつ、将来を見越したより良いガイドラインを策定したいと考えている。
5. 議事概要
 - 事務局より、資料 1 - 1、1 - 2 について説明
 - （社）全国建設業協会より、「入札・契約制度のあり方」（全建提出資料）について説明

〔委員会及び資料等の取扱い〕

- 委員会及び資料は基本的に公開を原則とする。また、議事要旨についても公開する。

〔ガイドラインの対象範囲〕

- 直轄だけではなく、地方自治体も対象として考える。

〔現状の課題〕

- 最低制限価格制度、くじ引き等も含めて、価格競争における課題を整理しておく必要がある。総合評価方式で対応が必要な項目を洗い出しておきたい。
- 現在の総合評価方式を中小工事に適用するのは難しいというが、どう難しいのか、直轄で何が問題かを整理する必要がある。
- 地方自治体の場合、地方自治法により総合評価方式の評価方法等について学識経験者に意見を聞く必要がある。
- 良い提案をしても予定価格以内でないといけない。提案のコスト負担は業者がしなければならない。経済性と技術提案の按分は非常に難しい。提案すればするほど自分の首を

絞めるというのが現状。

〔「施工上の工夫」と「技術提案」の違い〕

- 「工夫」と「技術提案」の違いが分かりにくい。その違いを明確にするべきである。
- 現時点では「工夫」と「技術提案」について明確に整理することはできない。「工夫」と「技術提案」の線引きについてはガイドラインの検討を行っていく中で議論したい。
- VE 提案は提案者に責任が発生するはずであり、技術提案と工夫の責任の所在を明確にさせておく必要がある。

〔評価項目〕

- 国民としては結果としていいものを安く買ってもらえればいい。安く、早くやって欲しい。例えば災害復旧工事においては工期の短縮が重要と考えられる。
- 水資源機構では価格と施工数量で評価している例がある。
- 工期や施工数量等の提案についてはすべての工事で対象となり得るのでないか。
- 現道上の工事であればどんな工事でも工夫の余地はあり得るのではないか。
- 提案の余地がない単純な工事にも何らかの手を入れなければならない。
- そもそも発注者側に審査する能力があるのかどうか。発注者の審査能力と評価項目を連動して考えた仕組みが必要である。
- 品確法に「地域の実情を踏まえ」という一文がある。地方の実情に沿って評価項目の組合せができるように、ガイドラインは評価項目のメニュー出しで、地域によって選択していけばよい。
- 技術力を必要とせず、客観的に誰でも評価できる項目と、主観的な技術評価とに分ける必要がある。
- 同じ価格でも能力の高い業者が施工したほうがいい。能力(技術者の素養)を主観的にヒアリングするなり、いろいろなやり方がある。
- 技術提案ではなくても、工事内訳書、施工計画のヒアリングでもいいのではないか。
- 個別・具体の技術力と、当たり前の技術力も分けて考える必要がある。
- 技術提案型の場合、件数を増やすためには、評価項目を整理し、プロトタイプを作っていないと広がっていかない。
- 工事の分類、発注者の能力・体制の分類に応じた評価項目のメニューをどこまでガイドラインで示せるか。イメージがつかめる程度でいい。
- 直轄で言えば、難易度の高い方から、昨年3件程度試行したデザイン・ビルドの例(岡山方式)次が従来の総合評価方式、残りが簡易な方式となり、いずれ将来的には維持工事も含めて全ての工事を総合評価方式としたいと考えている。
- 瑕疵担保能力も1つの評価項目として考えられる。
- 瑕疵担保能力は広い範疇としては含まれるが、この委員会では細かい議論はできない。

入札までの段階で、企業評価として何を審査、評価しているかを整理しておく

〔評価のウェイト〕

- 価格と技術の評価において価格が絶対的優位にならないようにしないといけない。そうしないと価格が最低制限価格に集中し、総合評価方式の意味がなくなる。
- 価格とそれ以外の要素のウェイトの考え方はガイドラインには入れないといけない問題である。
- ウェイトを考えるにあたっては、工期の短縮等の発注者ニーズを分析・整理する必要がある。

〔不良不適格業者の排除 / 事前審査〕

- 市では高度な技術を要する工事自体がない。市町村のレベルとしては、名前だけのような悪質業者がいるので、それらの業者を排除する仕組みが必要である。
- 全ての工事について、入札参加者を少なくしてほしい。真剣に検討し、見積りを行うにも費用がかかるものであり、多くの参加者が入るのは好ましくない。
- 事前審査を強調してしまうと、市町村が尻込みしてしまう恐れがある。

〔次回委員会に向けて〕

- 第2回委員会では具体的な評価指標等を議論していきたい。
- 評価項目等を考える上で、議論が噛み合うようにイメージが分かる具体例を示して欲しい。発注者の体制や工事の種類、工夫の余地の有無等をケース分けして示して欲しい。
- どういう工事が発注者ごとでどう分布しているのか。一般的な工事で先ず整理して欲しい。
- 工事の事例とともに、工期の短縮等、技術力の評価の例も示して欲しい。

以 上